

この書面は、金融商品取引法および銀行法などにに基づき、元本割れなどの可能性がある外貨自動積立お申込前のお客さまへ交付しております



外貨自動積立 契約締結前交付書面（兼外貨預金等書面）

（この書面は、法令等の規定に基づく契約締結前交付書面兼外貨預金等書面です）

この書面の内容を十分によくお読みください。

外貨預金には為替変動リスクがあります。

外貨預金の仕組みを十分にご理解のうえ、ご契約ください。

・外貨自動積立にかかる手数料

0円

ただし、本契約に基づく円普通預金から外貨普通預金に預入れる際の取引レート（TTS）や外貨普通預金から円普通預金に払戻す際の取引レート（TTB）には、以下の為替手数料が含まれています。

米ドル：	1米ドルあたり	3銭	リアル：	1リアルあたり	40銭
ユーロ：	1ユーロあたり	8銭	ウォン：	100ウォンあたり	10銭
豪ドル：	1豪ドルあたり	14銭	ランド：	1ランドあたり	8銭
中国元：	1中国元あたり	10銭	NZドル：	1NZドルあたり	13銭

※上記はキャンペーン時などを除く、通常の為替手数料を示しています。

※為替相場の変動などにより、変更される場合があります。

・外貨自動積立時の購入レート

積立日の「適用為替レート」で当該通貨を購入します。

・為替変動に伴うリスク

預入時（円→外貨）と払戻時（外貨→円）の為替相場にまったく変動がない場合でも、払戻時の為替手数料をご負担いただくため、払戻時の円換算額が預入額を下回る（円貨ベースで元本割れとなる）可能性があります。

また、中国元、リアル、ウォン、ランドは各政府の通貨政策や市場環境の変化などにより、流動性の低下、市場機能の低下および規模の縮小の可能性があります。為替レートが大幅に変動するリスクやお取引を停止する場合があります。当該通貨のお取引にあたっては、これらのリスクがある点をご理解のうえ、お取引ください。

〔商品の概要〕

商品名	外貨自動積立	
商品概要	指定された積立日に円普通預金口座から自動的に外貨を購入し、当該外貨と同一通貨建て外貨普通預金口座に預入れます。	
預金保険制度の適用	預金保険制度の対象外です。	
ご利用いただけるお客さま	当行に円普通預金および外貨普通預金口座をお持ちで、日本国内に居住する満18歳以上のお客さま ※ お客さまが日本国外にお住まいになる場合、当行の口座をご解約いただきます。	
取扱通貨	米ドル、ユーロ、豪ドル、中国元、リアル、ウォン、ランド、NZドル	
預入れ	預入方法	お客さまご本人名義の円普通預金口座から指定された積立日に円普通預金口座から円貨を引落としたうえで自動的に外貨を購入し、同一通貨建て外貨普通預金口座に購入した外貨を預入れるものとします。 お客さまは通貨種類にかかわらず最大10件まで外貨自動積立を申込むことができます。
	積立単位	1取引あたり100円単位
	端数処理	外貨額は1補助通貨単位（ウォンは1通貨単位）未満を切捨てます。
	預入期間	預入期間の定めはありません。
	積立日	外貨自動積立の申込みごとに、以下のいずれかの積立日をご指定ください。 (1) 毎日積立 土曜日、日曜日などの積立不能日を除いて毎日購入します。 (2) 毎週積立（曜日指定） 毎週指定された曜日に購入します。ただし、土曜日、日曜日を指定することはできません。 (3) 毎月積立（日付指定） 毎月指定された日付に購入します。
	積立不能日	土曜日、日曜日、積立日の午前10時が当該通貨の取引停止時間に該当する日、その他マーケット都合による休場日など当行が設定する日を指します。
	積立不能日の取扱	積立日が積立不能日の場合は原則として、以下のとおり取扱います。 (1) 積立日に「毎週積立」または「毎月積立」を選択した場合 積立不能日の翌日（翌日が積立不能日の場合は更に翌日）に購入します。 なお、積立日が存在しない場合は該当日の翌日（翌日が積立不能日の場合は更に翌日）に購入します。 (2) 積立日に「毎日積立」を選択した場合 積立不能日の購入は行いません。
払戻し	払戻方法	お客さまご本人名義の円普通預金口座への払戻し、または同一通貨の外貨定期預金への預入れに限るものとします。

利息	適用金利	当行ウェブサイトに表示する外貨普通預金金利を適用します（変動金利）。金利は通貨により異なります。
	利払方法	各通貨とも毎年1月と7月の第2土曜日の直後の金融機関営業日（土、日曜日および国民の祝日に関する法律もしくははその他政令に規定する休日、12月31日、1月2、3日を除いた日をいう。）に当該の外貨普通預金口座に組入れます。
	計算方法	同一通貨の外貨普通預金に組み入れて利息計算します。 毎日の最終残高に対し、付利単位を1補助通貨単位（ウォンは1通貨単位）とした1年365日とする日割計算を行い、1補助通貨単位（ウォンは1通貨単位）未満の端数は切捨てます。ただし、通貨の種類によっては当行所定の付利単位とします。 ※ 通貨単位の1/100を補助通貨単位とします。
税金	利息	「復興特別所得税」を含め、20.315%の源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)が適用されます。
	為替差益	雑所得となり、確定申告による総合課税の対象となります。 ※ 詳しくは、お客さまご自身で税務署や公認会計士・税理士にご相談ください。
	為替差損	他の黒字の雑所得から控除できます。 ※ 詳しくは、お客さまご自身で税務署や公認会計士・税理士にご相談ください。
積立資金	積立資金の取扱	積立資金は外貨の購入を行う日の午前10時までにご本人名義の円普通預金口座にご入金ください。 ご本人名義の円普通預金口座の残高から積立資金を充当できなかった場合、当日の購入は行いません。 お客さまが申込んだ外貨自動積立（複数の申込がある場合には個別の外貨自動積立）に関して、積立資金の充当が3回連続で行えなかった場合は、当該取引を解除します。
適用レート	為替レート	積立日の午前10時時点で適用中のauじぶん銀行所定の為替レートで外貨を購入します。
	積立購入上限レート	積立申込ごとに積立購入上限レートを設定することができます。 積立購入上限レートの設定を行った場合、積立日の午前10時の為替レートが積立購入上限レートと等しいか、もしくは下回る場合（すなわち円高の場合）にのみ外貨を購入します。 積立日の午前10時の為替レートが積立購入上限レートを上回っている場合（すなわち円安の場合）には、外貨の購入を行いません。
積立解除		申込番号ごとの解除が可能です。 また、当該通貨の外貨普通預金口座を解約することで積立申込みの解除ができます。なお、解除した申込みの再開はできません。
付加できる特約事項		ありません。
当行が契約している指定紛争解決期間		一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室

	0570-017109、または03-5252-3772 受付時間 平日9:00~17:00（土・日・祝休日、および12/31~1/3を除く）
--	---

当行が対象事業者となっている認定投資者保護団体	なし
お問い合わせ先	auじぶん銀行お客さまセンター 0120-926-444（外貨専用） [携帯電話、スマートフォンからもご利用いただけます] 受付時間 9:00~17:00（12/31~1/3を除く） ※投資のご相談は受付しておりません。
その他参考となる事項	外貨自動積立の申込手続きの際、積立予定日を表示しますので、ご確認ください。申込内容の変更および解除時についても同様です。

（2024年3月現在）